



令和7年度群馬県移住支援金事業 のご案内

東京圏から群馬県に移住し、CHECK 1～4の条件を満たす方に



単身 60万円



世帯 100万円



+30万円～
(1人につき)

東京圏…4都県 [東京・神奈川・千葉・埼玉] ※条件不利地域を除く



CHECK

移住前に下記 CHECK 1,2 に当てはまることが必要です。



CHECK 1 移住前の要件として以下の ①～③ のいずれかの要件を満たす方

① 在住 の場合

移住前の10年間のうち、通算5年以上
東京23区内に在住の方

② 通勤 の場合

移住前の10年間のうち、通算5年以上
東京圏(※条件不利地域を除く、
4都県[東京・神奈川・千葉・埼玉])
在住で東京23区内へ通勤している方

③ 在住+通勤 の場合

移住前の10年間のうち、
①+②を合算して
通算5年以上となる方

- 在住は住民票の除票で確認が必要です。●条件不利地域は、群馬県移住支援金ポータルサイト内でご確認ください。
- ②と③の通勤期間には、東京23区内の高等教育機関（大学、短大、高等専門学校等）への通学期間も加算できます。



**CHECK 2 移住直前の1年間は連続して東京23区内に在住
または通勤をしている方**

- 通勤は東京圏在住で通勤している方が対象です。

- 通勤は直近1年間のカウント起点を3ヶ月前まで遡ることができます。



- ①移住コーディネーター・コンシェルジュのサポート
- ②子育てしやすい環境と支援
- ③東京から近くアクセス良好
- ④大自然も、温泉も、世界遺産も身近に感じられる暮らし
- ⑤気軽に試し移住体験ができる
- ⑥自然災害が少ない環境

▼群馬県移住支援金ポータルサイト

制度全般の詳しい説明や各市町村の窓口情報は
こちらをご覧ください。各市町村の申請様式が
ダウンロードできます。



はじめまして、暮らしまして、
ぐんまな日々。

CHECK 3・4 の条件は、裏面へ



CHECK

移住後に下記 CHECK 3,4 に当てはまることが必要です。

CHECK 3 移住先の要件として以下の ①～⑤ のいずれかの要件を満たす方

① 就業(一般) の場合

群馬県または他の都道府県が開設する
マッチングサイトに掲載された対象求
人に応募して採用された方



群馬県マッチングサイト

② 起業 の場合

群馬県が実施する起業支援金事業に
応募し、**起業支援金**の交付決定を受
けた方

③ テレワーク の場合

移住前の仕事を移住後も
テレワークで継続している方

④ 就業(専門人材) の場合

内閣府が実施する**専門人材事業**を
を利用して新規就業した方

⑤ 関係人口 の場合

転入先市町村がそれぞれ認定する
関係人口の要件に該当している方

●テレワーク、専門人材は実施していない市町村があります。群馬県移住支援金ポータルサイト等でご確認ください。

●各要件には一定の条件がありますので、事前に転入先の市町村や群馬県へご相談ください。

CHECK 4 申請から 5 年以上転入先の市町村に居住する意思を持つ方

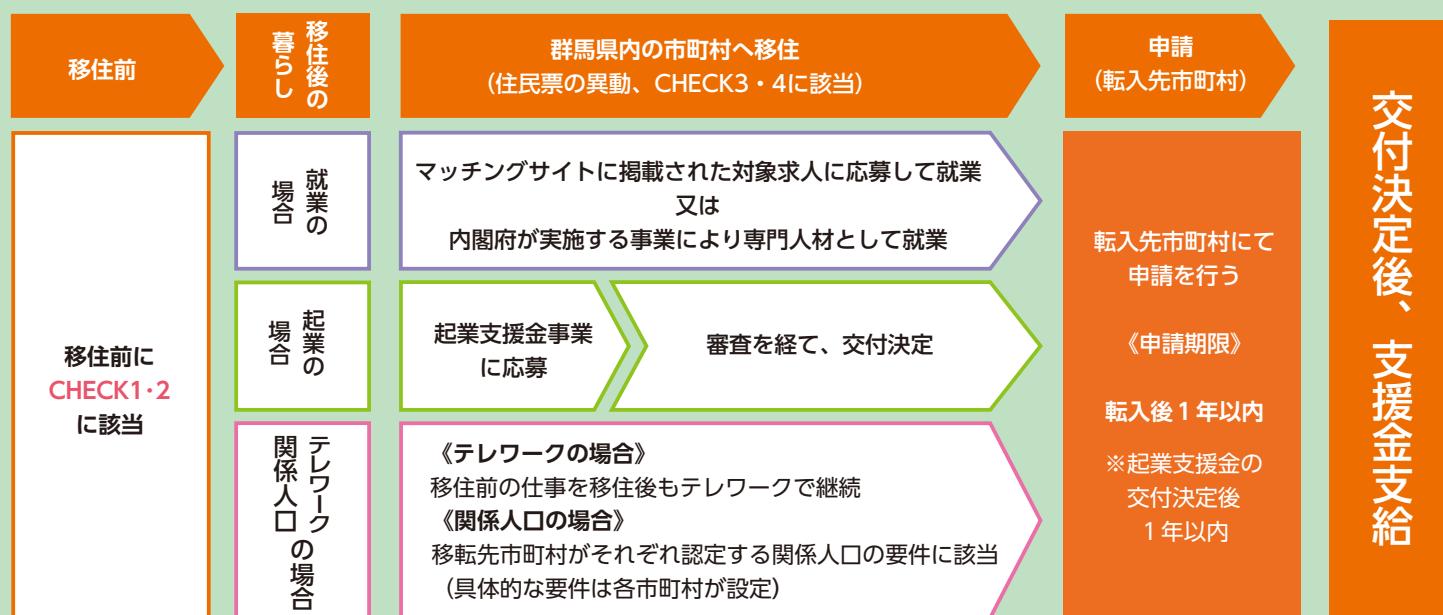
以下の場合、返金対象となりますのでご注意ください。

- 5年以内に他市町村へ転出された方
- 虚偽の申請等をされた方
- 1年内に職を辞した方（就業の場合）
- 起業支援金の交付決定を取り消された方（起業の場合）

申請のご案内

群馬県移住支援金事業の申請は、転入先の市町村で受付をしています。

申請に関するお問合せは転入先の市町村まで、群馬県移住支援金事業については県までお問合せください。



◀ 移住相談・資料請求はこちら

群馬県への移住に関するお問合せ、資料請求を承ります。
必要事項をご記入の上、送信してください。



◀ 市町村の申請窓口・お問合せはこちら

各市町村の窓口情報はこちらをご覧ください。
各市町村の申請様式がダウンロードできます。

群馬県移住支援金事業についての問合せ先

群馬県 ぐんま暮らし・外国人活躍推進課

☎ 027-226-2371

✉ gunmagurashi@pref.gunma.lg.jp

マッチングサイトについての問合せ先

ジョブカフェぐんま 東毛サテライト（令和7年9月末日まで）

☎ 0277-20-8228 ✉ wakuwaku@workentry.co.jp

※令和7年10月以降の連絡先については、右のHPをご確認ください→